

○標準倉庫寄託約款(乙)

(昭和十四年十二月十四日港倉第十八号)
改正昭和十六年十二月四日港倉第十二号

- 第一章総則(第一条~第六条)
- 第二章引渡及び受寄物の入庫(第七条~第十一条)
- 第三章証券及び通帳(第十三条)
- 第四章受寄物の保管(第十四条~第二十号)
- 第五章受寄物の出庫(第二十一条~第二十四条)
- 第六章引取のない受寄物の処置(第二十五条~第二十八条)
- 第七章受寄物の損害保険(第二十九条~第三十二条)
- 第八章受寄物の損害賠償(第三十三条~第三十四条)
- 第九章保管料、荷役料、手数料等(第三十五条~第三十七条)
- 特約条項(第一条~第十条)
- 倉庫寄託約款
- 第一章総則
- (本約款の適用)

- 第一条 当会社の編輯する寄託、寄託の予約及びこれらに関連する契約については、この約款に定めるところによる。
- 二 この約款に規定していない事項については、法令及び慣習による。
- (営業時間及び休業日)
- 第二条 当会社の営業時間は、午前八時から午後五時までとする。
- 三 当会社の休業日は、国民の祝日、日曜日及び営業地銀行の休日とする。
- 三前二項の営業時間及び休業日は、臨時に変更することができる。
- (倉庫、庫入、庫出その他の作業)
- 第三条 貨物の庫入及び庫出の他の作業は、すべて当会社が行なう。ただし、当社が特に承認したときは、この限りでない。
- (書面による意思表示)
- 第四条 当会社は、寄託者が当会社に対して通知、指図その他意思表示を行なうときは、書面によることを要求することができる。
- (通知、催告)
- 第五条 寄託者は、その住所又は氏名若しくは名称を変更したときは、遅滞なく当会社に通知しなければならない。
- 二 当会社が寄託者に対する通知又は催告は、当該寄託者を知ることができるとき又は又はその所在を知ることができるときは、民法第九七条の二に定める方法により行なうことができる。
- (業務上受領する金銭の利息)
- 第六条 当会社は、業務上受け取った金銭に対しては、利息を付けない。
- 第二章寄託の引渡及び受寄物の入庫
- 第一节引渡の制限
- 第七条 当会社は、次の場合には、寄託の引渡をしないことができる。
- (一) 当該寄託の申込がこの約款によらないとき。
- (二) 当該寄託が危険貨物、変質又は損傷しやすい貨物、荷造の不完全な貨物その他の保管に適さない貨物と認められるとき。
- (三) 当該貨物の保管に適する設備がないとき。
- (四) 当該貨物の保管に関し特別の注意を求められたとき。
- (五) 当該貨物の保管が法令の規定又は公序良俗に違反するとき。
- (六) その他やむを得ない事由があるとき。
- (寄託申込書)
- 第八条 寄託者は、貨物の寄託に際し、当該貨物に関して次の事項を記載した寄託申込書提出しなければならない。
- (一) 貨物の種類、品質、数量及び荷造の種類、個数並びに記号
- (二) 寄託者の住所及び氏名又は名称
- (三) 保管場所及び保管期間を定めたときは、その旨
- (四) 貨物の寄託申込当時の価額
- (五) 貨物の保管又は荷役上特別の注意を要するときは、その旨
- (六) その他必要事項
- 二 当会社が寄託申込前に貨物の送致を受けた場合において、当該貨物の寄託を引き受けるときは、寄託者は、当会社が送致を受けた日の日付により寄託申込書提出しなければならない。この場合においては、寄託契約は、送致の日から効力を生じたものとす。
- 三 又当会社が、寄託者が寄託申込書提出しないため、寄託申込書記載すべき事項を記載しないため又は寄託申込書に記載した事項が事実と相違するたに生じた損害については、責任を負わない。
- (寄託価額)
- 第九条 寄託物の価額が明示されないとき又は寄託の申込に際して明示された受寄物の価額と当会社が不相当と認めるときは、当会社は、貨物の引渡を受けず後述の相当と認められる額その価額と定め、寄託者に対してその旨を通知する。
- (貨物の引渡)
- 第十条 寄託者が寄託の申込を承諾したときは、寄託申込者は、約定の日時に約定の場所で貨物を引き渡さなければならない。
- 二 寄託者が当会社が引渡を引渡した後に、当会社が前項により引渡を解除したときは、寄託者は、遅滞なく保管料、荷役料、立替金その他の費用を支払い、当会社が指定する期間内に貨物を引き取らなければならない。
- 三 当会社は、第一項により承諾の取消又は契約の解除をしたことによる損害については、責任を負わない。
- (寄託引渡の取消及び寄託約の解除)
- 第十一条 当会社が寄託の申込を承諾し又は寄託の申込を承諾した貨物の引渡を受けた後でも、次の事由があるときは、承諾を取り消し又は契約を解除することができる。
- (一) 第七条各号の一に該当することが明らかになったとき。
- (二) 前条第一項による貨物の引渡がなされたとき。
- (三) 当該貨物の価額がその保管料その他の費用に満たなくなったとき。
- (四) 寄託者が正当な事由がなく受寄物の検査を拒絶したとき。
- 二 寄託者が当会社が引渡を引渡した後に、当会社が前項により引渡を解除したときは、寄託者は、遅滞なく保管料、荷役料、立替金その他の費用を支払い、当会社が指定する期間内に貨物を引き取らなければならない。
- 三 当会社は、第一項により承諾の取消又は契約の解除をしたことによる損害については、責任を負わない。

- 第十四条 当会社は、受寄物を入庫当時の荷姿のまま当会社が定めた方法により保管する。
- 二 当会社は、寄託者の承諾を得ず、受寄物の入庫当時の保管場所又は保管設備の変更、受寄物の積換、他の貨物との混置の他保管方法の変更をすることができる。ただし、特約がある場合は、この限りでない。
- (再寄託)
- 第十五条 当会社は、やむを得ない事由があるときは、寄託者の承諾を得ないで、当会社の費用で他の倉庫業者に受寄物を再寄託することができる。
- (混合保管)
- 第十六条 当会社は、関係寄託者の承諾を得ず、一つの倉庫又は同一の保管場所若しくは保管設備における多数の倉庫において、種類及び品質の同一な受寄物を混合保管することができる。
- 二 当会社は、一人の寄託者に対し、他の寄託者の同意なくして、混合保管した受寄物の中から当該寄託者の寄託に係るもの同一数量のものを返還することができる。
- 三 前項の規定は、寄託者の一人が自己の寄託に係る数量の受寄物を特定保管に転換するときに準用する。
- (保管期間)
- 第十七条 受寄物の保管期間は、三月をとし、受寄物を入庫した日から起算する。
- 二 前項の保管期間は、当会社の承認を得て新することができる。この場合において、寄託者は、保管期間満了の日までの保管料、荷役料、その他の費用、立替金及び延滞金を支払わなければならない。
- 三 第一項の保管期間は、特約により、別に定めることができる。
- (寄託価額の変更)
- 第十八条 寄託者は、寄託物の価額に著しい変動があったときは、遅滞なく寄託価額の変更を申し出なければならない。この場合、証券又は通帳の発行された寄託物については、同時にこれを提出するものとする。
- 二 当会社は、受寄物の寄託価額が不相当と認められるに至つたときは、寄託者と協議のうえ、相当と認められる価額に変更することができる。
- (保管不適貨物の処置)
- 第十九条 当会社は、受寄物が次の事由に該当するときは、寄託者に対して、相対の期間を定めて適宜の処置をするように催告することができる。この場合、寄託者は、遅滞なく処置をしなければならぬ。
- (一) 受寄物が保管に適しなくなつたと認められるとき。

- (二) 受寄物が倉庫又は他の受寄物に損害を及ぼすおそれがあるとき。
- (三) その他やむを得ない事由により受寄物の保管を継続することができなくなつたとき。
- 二 寄託者が当会社の定めたい期間内に前項の催告に答へないときは、寄託者は、遅滞なく、当会社は、受寄物の廃棄その他の適宜の処置をとることができる。
- 三 前項の処置によつて生じた損害及びそれに要した費用は、当会社の責に帰すべき事由に基づく場合でない限り、寄託者の負担とする。
- (見本の抽出、寄託物の点検、保存)
- 第二十条 寄託者が見本の抽出、寄託物の点検又は保存に必要な処置をしようとするときは、寄託者を証する書類を当会社に提出しなければならない。
- 二 見本の抽出、寄託物の点検又は保存に必要な処置により荷造を損傷し又は価格に影響を及ぼすものと認めるときは、当会社は、必要な書類その旨を記載する。
- 三 見本の抽出、寄託物の点検又は保存に必要な処置であつても、やむを得ない場合には、これを拒絶することができる。
- 第五章受寄物の出庫
- (出庫手続)
- 第二十一条 証券書により寄託物を出庫しようとする者は、証券に指定された事項を記入して、記名押印のうえ、当会社に提出しなければならない。
- 二 証券書の発行されない寄託物を出庫しようとする者は、貨物受取証を当会社に提出しなければならない。この場合において、通帳の発行されているときは、あわせて通帳も提出するものとする。
- 三 当会社は、寄託者が寄託物に第三者に対して債権の担保に供したときは、出庫の請求に關し、その第三者と前項の規定と異なる特約をすることができる。
- (出庫の拒絶)
- 第二十二条 当会社は、保管料、荷役料、その他の費用、立替金及び延滞金の支払を受けない間は、出庫の請求に応じないことができる。この場合、出庫の請求に応じないことにより損害については、当会社は、その責任を負わない。
- 二 前項の場合において、留置期間中の保管料、荷役料、その他の費用、立替金及び延滞金は、寄託者の負担とする。
- (一部の出庫の拒絶)
- 第二十三条 当会社が必要と認めるときは、受寄物の一部の出庫を拒絶することができる。
- (出庫手続済寄託物の引取と出庫手続の流通禁止)
- 第二十四条 寄託物につき出庫の手続をした寄託者は、遅滞なくその貨物を引き取らなければならない。
- 第六章引取のない受寄物の処置
- (引取の請求)
- 第二十五条 当会社は、保管期間満了の後に、寄託者に対し、受寄物の引取を請求することができる。
- 二 前項の請求は、一定の日までに引取がなされないときは引取を拒絶したものとみなす旨を付記してすることができる。
- 第二十六条 寄託者が寄託物を受け取るときは、若しくは受け取ることができるとき又は当会社が定める手続により競売することができる。この場合において、寄託者は、その受寄物を供託することができる。
- 二 前項の規定により受寄物を供託したときは、遅滞なくその旨を寄託者に通知する。ただし、寄託者を通知できないときは、この限りでない。
- (競売)
- 第二十七条 当会社は、前条第一項の場合において、寄託者に対して期限を定めて受寄物の引取を催告をしたにもかかわらず、その期限内に引取がなされないときは、その受寄物を執行法に定める手続により競売することができる。この場合において、当会社は、知れたる寄託者に対して、あらかじめその旨及び売却の期日を予告する。
- (一) 受寄物の価額が保管料その他の費用及び競売費用を加えた額に満たないとき。
- (二) 受寄物が損傷するおそれがあるとき。
- 二 当会社は、前項より任意売却した寄託物の代償に保管料、荷役料、その他の費用、立替金、延滞金及び任意売却のために要した費用を控除した後、その残額を寄託者に支払ふ。
- 第七章受寄物の損害賠償
- (火災保険の付保)
- 第二十八条 当会社は、反対の意思表示がない限り、寄託者のため受寄物を当会社が適当とする引取を競売したにもかかわらず、その期限内に引取がなされず、かつ、火災事由が発生したときは、競売に代つて寄託者の危険及び費用で任意に寄託物を売却することができる。この場合においては、当会社は、知れたる寄託者に対して、あらかじめその旨及び売却の期日を予告する。
- (一) 受寄物の損害賠償が保管料その他の費用及び競売費用を加えた額に満たないとき。
- (二) 受寄物が損傷するおそれがあるとき。
- 二 当会社は、前項より任意売却した寄託物の代償に保管料、荷役料、その他の費用、立替金、延滞金及び任意売却のために要した費用を控除した後、その残額を寄託者に支払ふ。
- 第八章受寄物の損害賠償
- (責任の分担)
- 第二十九条 当会社は、反対の意思表示がない限り、寄託者のため受寄物を当会社が適当とする引取を競売したにもかかわらず、その期限内に引取がなされず、かつ、火災事由が発生したときは、競売に代つて寄託者の危険及び費用で任意に寄託物を売却することができる。この場合においては、当会社は、知れたる寄託者に対して、あらかじめその旨及び売却の期日を予告する。
- (一) 受寄物の損害賠償が保管料その他の費用及び競売費用を加えた額に満たないとき。
- (二) 受寄物が損傷するおそれがあるとき。
- 二 当会社は、前項より任意売却した寄託物の代償に保管料、荷役料、その他の費用、立替金、延滞金及び任意売却のために要した費用を控除した後、その残額を寄託者に支払ふ。
- 第九章受寄物の損害賠償
- (責任の分担)
- 第三十条 当会社は、反対の意思表示がない限り、寄託者のため受寄物を当会社が適当とする引取を競売したにもかかわらず、その期限内に引取がなされず、かつ、火災事由が発生したときは、競売に代つて寄託者の危険及び費用で任意に寄託物を売却することができる。この場合においては、当会社は、知れたる寄託者に対して、あらかじめその旨及び売却の期日を予告する。
- (一) 受寄物の損害賠償が保管料その他の費用及び競売費用を加えた額に満たないとき。
- (二) 受寄物が損傷するおそれがあるとき。
- 二 当会社は、前項より任意売却した寄託物の代償に保管料、荷役料、その他の費用、立替金、延滞金及び任意売却のために要した費用を控除した後、その残額を寄託者に支払ふ。
- 第十章受寄物の損害賠償
- (責任の分担)
- 第三十一条 寄託者は、寄託物が災した場合に、被災当時の価格及び損害の程度並びに損害を補償する保険者と決定するに際しては、それぞれの金額について当会社の承認を得なければならない。
- 二 前項の決定をあたつて、寄託者に異議があつて保険者と協議が整わないときは、当会社は、保険者と協議決定することができる。
- (告知義務違反等による損害の負担)
- 第三十二条 寄託者は、当会社を經由して火災保険金の支払を受けなければならない。
- 第三十三条 寄託者が火災保険契約の効力に關して影響を及ぼすような事項を告知せず若しくは不実の告知をしたことによつて生じた損害は、寄託者の負担とする。
- 第八章受寄物の損害賠償
- (責任の分担)
- 第三十四条 当会社の責任は、寄託者から受寄物の引渡を受けたときに始まり、受寄物を引き渡したときに終る。
- 二 当会社は、受寄物を引き渡した後は、当該貨物が当会社の構内に残存する場合であっても、その保管の責任を負わない。
- (前項事由及び保証責任)
- 第三十五条 寄託者に対して当会社が賠償を負う損害は、当会社又はその使用人の故意又は重大な過失によつて生じた場合に限る。
- 二 前項の場合に当会社に対して損害賠償を請求しようとする者は、その損害が当会社又はその使用人の故意又は重大な過失によつて生じたものであることを証明しなければならない。
- (同時寄託者の責任)
- 第三十六条 当会社は、第十五条より他の倉庫業者に受寄物を再寄託したときにおいても、この約款によつて、その受寄物に關して責任を負ふ。
- (免責事項)
- 第三十七条 次の損害については、当会社は、その責任を負わない。
- (一) 地震、津波、高潮、大水、暴風雨、気候の変遷、爆発、戦争、事変、暴動、強盗、労働争議、専ら、出書、貨物の性質若しくは火災、荷造の不備、防犯その他抗拒又は回避するもの。
- 二 第三十一条の規定により決定された損害を補償し得る火災による損害及び寄託者の申出によつて。
- 三 火災保険に付けなかつた受寄物の火災による損害
- (火災保険に付けなかつた受寄物の火災による損害)
- 第三十八条 寄託者の滅失又は損傷に対する当会社の賠償金額は、損害発生当時の時価、発生した時期が不明であるときは、発生當時の時価により損害の程度に応じて算定する。ただし、時価が受寄物の火災保険金額又は寄託価額をこえる場合は、その保険金額又は寄託価額により損害の程度に応じて算定する。
- (損害受寄物に關する権利の取得)
- 第三十九条 当会社が損害を生じた受寄物についてその価額の全部を支払つたときは、当会社は、寄託者がその受寄物について有する一切の権利を取得する。
- (引渡による責任の消滅)
- 第四十条 当会社は、寄託者が留保しないで寄託物を受け取つた後は、その貨物の損害について責任を負わない。
- (寄託者の賠償責任)
- 第四十一条 寄託者は、第八条第二項の場合に当会社と与えた損害又は寄託物の性質若しくは欠陥によつて生じた損害については、過失の有無にかかわらず、賠償の責任を負わなければならない。
- (引取遅延による損害)
- 第四十二条 寄託者が第一項より引取るべき貨物の引取が遅れたために当会社が損害を受けたときは、その損害を賠償しなければならない。

- (引取遅延による損害)
- 第四十三条 寄託者は、寄託の申込後に寄託申込者が約定の日迄貨物を引渡さなかつたときは、寄託者又は寄託申込者は、その日から引渡があつた日まで又は契約の解除の日までの保管料相当額の損害を支払わなければならない。
- 第九章保管料、荷役料、手数料等
- (料金の支払)
- 第四十四条 寄託者は、当会社が運轉大仕届けた倉庫保管料及び倉庫荷役料並びにその他の費用を当会社に定められた日までに支払わなければならない。
- 二 寄託者は、証券若しくは通帳の発行、分割又は書換を請求するときは、当会社が運轉大臣に届け出た手数料を支払なければならない。
- (延滞金)
- 第四十五条 寄託者は、当会社が定められた日までに前条の料金を支払わないときは、その日の翌日から支払があつた日までの日歩四銭の延滞金を支払なければならない。
- (料金の変更)
- 第四十六条 当会社は、届出料金を変更したときは、変更された日の属する期から、新料金により請求する。
- (滅失受寄物の料金の負担)
- 第四十七条 当会社は、受寄物が滅失したときは、滅失したときまでの料金を寄託者に請求することとができる。ただし、当会社の責に帰すべき事由により滅失した場合においては、当該保管期間に係る料金については、この限りでない。
- (寄託に関する提出書類)
- 第四十八条 寄託者は、所要の記載事項のほかに、積載船舶の名称及びその国籍並びに入庫の際における貨物の検査の要否を記載しなければならない。
- (入庫、見本の抽出、内容の点検、出庫等)
- 第四十九条 寄託者は、次の各号にかがける場合には、税関長の承諾書又は許可書を当会社に提出しなければならない。
- (一) 保税倉庫に入庫するとき。
- (二) 外国貨物の見本の抽出、内容の点検、改装、仕分その他の手入又は保存に必要な行為をするとき。
- (三) 外国貨物を保税倉庫から出庫するとき。
- (四) 日曜日、休日又はこれらの日以外の日の税関業務時間外において外国貨物の取扱を要する前項の規定は、輸入の許可を受けた貨物又は輸出しようとする貨物について準用する。
- 三 前二項において、受寄物の入庫、出庫その他の取扱について必要と手続は、寄託者において行なうものとする。
- (保管期間)
- 第五十条 当会社は、寄託を受けた外国貨物の保管期間を法定蔵置期間をこえる寄託者の請求に対しては、これを拒絶することができる。
- (輸入手続完了後の受寄物)
- 第五十一条 寄託者は、外国貨物の輸入手続を完了したときは、遅滞なく寄託物を引き取らなければならない。
- (取寄物の料金)
- 第五十二条 寄託者は、寄託物が取寄されたときは、当該寄託物に關する保管料、荷役料、立替金、延滞金その他の費用を遅滞なく当会社に支払わなければならない。
- (取寄物の公売等)
- 第五十三条 寄託者が公売又は任意売却に付された場合において、その代金が法定費用に充てられた後残金のあるときは、当会社は、その残金から保管料、荷役料、立替金その他の費用及びこれらに対する延滞金の支払を受け、なお不足があるときは、寄託者に請求する。
- 二 前項の規定は、当会社が寄託者に対し直接に債権の金額の請求をすることを含まない。
- 第七十二条 寄託者は、取寄貨物の解除を申請しようとするときは、あらかじめ当会社の承諾を受けなければならない。
- (関税の提供)
- 第八十二条 寄託物が亡失し、又は滅却された後関税の納付を要するときは、寄託者は、遅滞なく当該寄託物に對する関税に相当する金額を当会社に提供しなければならない。ただし、当会社の責に帰すべき事由により受寄物が亡失し又は滅却されたときは、提供を受けた金額を返還する。
- (免責事項)
- 第九十二条 当会社は、次の損害については、責任を負わない。
- (一) 税関が行なう検査、取寄その他の措置によつて受寄物に關して生じた損害
- (二) 税関の取寄後、公売その他手続により寄託者を受けけることによる損害
- (延滞金)

- (延滞金)
- 第九十三条 寄託者は、届出料金を変更したときは、変更された日の属する期から、新料金により請求する。
- (滅失受寄物の料金の負担)
- 第九十四条 寄託者は、受寄物が滅失したときは、滅失したときまでの料金を寄託者に請求することとができる。ただし、当会社の責に帰すべき事由により滅失した場合においては、当該保管期間に係る料金については、この限りでない。
- (寄託に関する提出書類)
- 第九十五条 寄託者は、所要の記載事項のほかに、積載船舶の名称及びその国籍並びに入庫の際における貨物の検査の要否を記載しなければならない。
- (入庫、見本の抽出、内容の点検、出庫等)
- 第九十六条 寄託者は、次の各号にかがける場合には、税関長の承諾書又は許可書を当会社に提出しなければならない。
- (一) 保税倉庫に入庫するとき。
- (二) 外国貨物の見本の抽出、内容の点検、改装、仕分その他の手入又は保存に必要な行為をするとき。
- (三) 外国貨物を保税倉庫から出庫するとき。
- (四) 日曜日、休日又はこれらの日以外の日の税関業務時間外において外国貨物の取扱を要する前項の規定は、輸入の許可を受けた貨物又は輸出しようとする貨物について準用する。
- 三 前二項において、受寄物の入庫、出庫その他の取扱について必要と手続は、寄託者において行なうものとする。
- (保管期間)
- 第九十七条 当会社は、寄託を受けた外国貨物の保管期間を法定蔵置期間をこえる寄託者の請求に対しては、これを拒絶することができる。
- (輸入手続完了後の受寄物)
- 第九十八条 寄託者は、外国貨物の輸入手続を完了したときは、遅滞なく寄託物を引き取らなければならない。
- (取寄物の料金)
- 第九十九条 寄託者は、寄託物が取寄されたときは、当該寄託物に關する保管料、荷役料、立替金、延滞金その他の費用を遅滞なく当会社に支払わなければならない。
- (取寄物の公売等)
- 第一百条 寄託者が公売又は任意売却に付された場合において、その代金が法定費用に充てられた後残金のあるときは、当会社は、その残金から保管料、荷役料、立替金その他の費用及びこれらに対する延滞金の支払を受け、なお不足があるときは、寄託者に請求する。
- 二 前項の規定は、当会社が寄託者に対し直接に債権の金額の請求をすることを含まない。
- 第七十二条 寄託者は、取寄貨物の解除を申請しようとするときは、あらかじめ当会社の承諾を受けなければならない。
- (関税の提供)
- 第八十二条 寄託物が亡失し、又は滅却された後関税の納付を要するときは、寄託者は、遅滞なく当該寄託物に對する関税に相当する金額を当会社に提供しなければならない。ただし、当会社の責に帰すべき事由により受寄物が亡失し又は滅却されたときは、提供を受けた金額を返還する。
- (免責事項)
- 第九十二条 当会社は、次の損害については、責任を負わない。
- (一) 税関が行なう検査、取寄その他の措置によつて受寄物に關して生じた損害
- (二) 税関の取寄後、公売その他手続により寄託者を受けけることによる損害
- (延滞金)

- (延滞金)
- 第一百零一条 寄託者は、届出料金を変更したときは、変更された日の属する期から、新料金により請求する。
- (滅失受寄物の料金の負担)
- 第一百零二条 寄託者は、受寄物が滅失したときは、滅失したときまでの料金を寄託者に請求することとができる。ただし、当会社の責に帰すべき事由により滅失した場合においては、当該保管期間に係る料金については、この限りでない。
- (寄託に関する提出書類)
- 第一百零三条 寄託者は、所要の記載事項のほかに、積載船舶の名称及びその国籍並びに入庫の際における貨物の検査の要否を記載しなければならない。
- (入庫、見本の抽出、内容の点検、出庫等)
- 第一百零四条 寄託者は、次の各号にかがける場合には、税関長の承諾書又は許可書を当会社に提出しなければならない。
- (一) 保税倉庫に入庫するとき。
- (二) 外国貨物の見本の抽出、内容の点検、改装、仕分その他の手入又は保存に必要な行為をするとき。
- (三) 外国貨物を保税倉庫から出庫するとき。
- (四) 日曜日、休日又はこれらの日以外の日の税関業務時間外において外国貨物の取扱を要する前項の規定は、輸入の許可を受けた貨物又は輸出しようとする貨物について準用する。
- 三 前二項において、受寄物の入庫、出庫その他の取扱について必要と手続は、寄託者において行なうものとする。
- (保管期間)
- 第一百零五条 当会社は、寄託を受けた外国貨物の保管期間を法定蔵置期間をこえる寄託者の請求に対しては、これを拒絶することができる。
- (輸入手続完了後の受寄物)
- 第一百零六条 寄託者は、外国貨物の輸入手続を完了したときは、遅滞なく寄託物を引き取らなければならない。
- (取寄物の料金)
- 第一百零七条 寄託者は、寄託物が取寄されたときは、当該寄託物に關する保管料、荷役料、立替金、延滞金その他の費用を遅滞なく当会社に支払わなければならない。
- (取寄物の公売等)
- 第一百零八条 寄託者が公売又は任意売却に付された場合において、その代金が法定費用に充てられた後残金のあるときは、当会社は、その残金から保管料、荷役料、立替金その他の費用及びこれらに対する延滞金の支払を受け、なお不足があるときは、寄託者に請求する。
- 二 前項の規定は、当会社が寄託者に対し直接に債権の金額の請求をすることを含まない。
- 第七十二条 寄託者は、取寄貨物の解除を申請しようとするときは、あらかじめ当会社の承諾を受けなければならない。
- (関税の提供)
- 第八十二条 寄託物が亡失し、又は滅却された後関税の納付を要するときは、寄託者は、遅滞なく当該寄託物に對する関税に相当する金額を当会社に提供しなければならない。ただし、当会社の責に帰すべき事由により受寄物が亡失し又は滅却されたときは、提供を受けた金額を返還する。
- (免責事項)
- 第九十二条 当会社は、次の損害については、責任を負わない。
- (一) 税関が行なう検査、取寄その他の措置によつて受寄物に關して生じた損害
- (二) 税関の取寄後、公売その他手続により寄託者を受けけることによる損害
- (延滞金)

- (延滞金)
- 第一百零九条 寄託者は、届出料金を変更したときは、変更された日の属する期から、新料金により請求する。
- (滅失受寄物の料金の負担)
- 第一百一十条 寄託者は、受寄物が滅失したときは、滅失したときまでの料金を寄託者に請求することとができる。ただし、当会社の責に帰すべき事由により滅失した場合においては、当該保管期間に係る料金については、この限りでない。
- (寄託に関する提出書類)
- 第一百一十一条 寄託者は、所要の記載事項のほかに、積載船舶の名称及びその国籍並びに入庫の際における貨物の検査の要否を記載しなければならない。
- (入庫、見本の抽出、内容の点検、出庫等)
- 第一百一十二条 寄託者は、次の各号にかがける場合には、税関長の承諾書又は許可書を当会社に提出しなければならない。
- (一) 保税倉庫に入庫するとき。
- (二) 外国貨物の見本の抽出、内容の点検、改装、仕分その他の手入又は保存に必要な行為をするとき。
- (三) 外国貨物を保税倉庫から出庫するとき。
- (四) 日曜日、休日又はこれらの日以外の日の税関業務時間外において外国貨物の取扱を要する前項の規定は、輸入の許可を受けた貨物又は輸出しようとする貨物について準用する。
- 三 前二項において、受寄物の入庫、出庫その他の取扱について必要と手続は、寄託者において行なうものとする。
- (保管期間)
- 第一百一十三条 当会社は、寄託を受けた外国貨物の保管期間を法定蔵置期間をこえる寄託者の請求に対しては、これを拒絶することができる。
- (輸入手続完了後の受寄物)
- 第一百一十四条 寄託者は、外国貨物の輸入手続を完了したときは、遅滞なく寄託物を引き取らなければならない。
- (取寄物の料金)
- 第一百一十五条 寄託者は、寄託物が取寄されたときは、当該寄託物に關する保管料、荷役料、立替金、延滞金その他の費用を遅滞なく当会社に支払わなければならない。
- (取寄物の公売等)
- 第一百一十六条 寄託者が公売又は任意売却に付された場合において、その代金が法定費用に充てられた後残金のあるときは、当会社は、その残金から保管料、荷役料、立替金その他の費用及びこれらに対する延滞金の支払を受け、なお不足があるときは、寄託者に請求する。
- 二 前項の規定は、当会社が寄託者に対し直接に債権の金額の請求をすることを含まない。
- 第七十二条 寄託者は、取寄貨物の解除を申請しようとするときは、あらかじめ当会社の承諾を受けなければならない。
- (関税の提供)
- 第八十二条 寄託物が亡失し、又は滅却された後関税の納付を要するときは、寄託者は、遅滞なく当該寄託物に對する関税に相当する金額を当会社に提供しなければならない。ただし、当会社の責に帰すべき事由により受寄物が亡失し又は滅却されたときは、提供を受けた金額を返還する。
- (免責事項)
- 第九十二条 当会社は、次の損害については、責任を負わない。
- (一) 税関が行なう検査、取寄その他の措置によつて受寄物に關して生じた損害
- (二) 税関の取寄後、公売その他手続により寄託者を受けけることによる損害
- (延滞金)